

平成28年(ワ)第27562号 損害賠償等請求事件

原 告 池田 修一

被 告 株式会社ウェッジ 外2名

### 準備書面(6)

平成29年11月1日

東京地方裁判所民事第26部合議1係 御中

原告訴訟代理人弁護士 清水 勉

同 弁護士 野間 啓代

同 弁護士 出口かおり



#### 第1 真実性について

##### 1 被告らの主張

被告らは、[REDACTED]氏（以下、「A氏」という。）の話（乙7の1、2）に基づき、

① 平成27年12月28日のミーティングに原告が出席し、原告がA氏の報告を聞いた際、「子宮頸がんワクチン、インフルエンザワクチン、B型肝炎ワクチン及び生理食塩水をそれぞれ接種したノックアウトマウスから血清を採取し、その血清を別の正常なマウスの脳切片にふりかけて取った画像」（以下、「本件各画像」という。）を示しながら、約1時間程度、上記動物実験（以下、「本件実験」という。）の結果を報告した。

②ア 本件実験の結果、子宮頸がんワクチン以外のワクチンを接種したもので緑色に染まった画像も存在しており、A氏は、原告に対して、本件各画像を提供

した。

イ アの際、原告からA氏に対して、子宮頸がんワクチン以外の画像でも緑色に染まっているものがあることについて指摘があったので、A氏は、今回使用した種類のノックアウトマウスは何もしなくても自己抗体ができやすいマウスであり、どのワクチンを打ったとしても緑色に染まることは当然である旨回答した。

③ ①の報告後、原告からA氏に対して、A氏から手渡された画像を発表したい旨の連絡があった。A氏は、発表の場が非公開の班会議内であるという認識で承諾した。しかしながら、原告は、マスコミにも公開される成果発表会において本件各画像の一部を発表した。

④ 原告は、成果発表会において、子宮頸がんワクチン以外を接種したもので緑色に染まった画像も複数枚存在していたにもかかわらず、子宮頸がんワクチンで緑色に染まった画像だけを発表した。

と主張する（被告ウェッジら準備書面（2）10頁以下及び答弁書12頁以下。被告村中準備書面（5）11～12頁部分の主張もこれと同旨である）。

## 2 原告が取得していた資料

しかし、原告はA氏からも塩沢教授からもこのプログレスミーティングの資料を受け取っておらず、平成28年3月16日の成果発表会の資料（甲4）を作成する際は、同年1月8日の塩沢教授の班会議における発表資料（甲6）から抜粋したことは、既に訴状等で述べたとおりである。

厚労省の成果発表会で原告がまとめて説明するに際して、研究班の全班員が作成した全資料及び実験の全画像を示すことは分量からしても発表時間の都合からしてもおよそ不可能であり、限られた時間で一通り説明できるよう、要点をまとめ、説明に必要な資料をピックアップし、その内容を厚労省の担当者に確認してもらった上で公表すること自体は、何ら責められることではない。

### 3 他の画像の存在

原告が行ったのはまさに上記のようなことであるが、被告らは、原告が、A氏から受け取ったプログレスミーティングの資料には、本件スライド（甲5）の画像以外にも、マウス海馬部分について自己抗体が緑色に染まるようにして撮影した画像が複数枚あり、その中には、子宮頸がんワクチン以外を接種したもので緑色に染まった画像も複数枚存在していたにもかかわらず、子宮頸がんワクチンで緑色に染まった画像だけを発表した、と主張するので、以下、反論する。

### 4 被告らが主張する事実は無い

原告はA氏からも塩沢教授からもプログレスミーティングの資料を受け取ったことはなく、成果発表会の資料を作成するに際して、本件実験については塩沢教授の班会議資料しかなかったことは既に原告が主張したとおりである。

原告がA氏から直接資料を受け取ったかどうかという点を指いたとしても、原告が、ノックアウトマウスの血清と正常なマウス脳組織（海馬）の反応をみた本件実験について、本件スライド（甲5）以外に、「子宮頸がんワクチン以外を接種したもので緑色に染まった画像」を複数枚見たこともない。

そもそも、被告らが主張するように、プログレスミーティングの資料の中に、子宮頸がんワクチン以外を接種したもので緑色に染まった画像が複数枚存在するのか。原告代理人らは、A氏の反証書（乙7の2）を読んだ後、この点を確認するために、プログレスミーティングの資料入手する必要があると考えたが、原告は持っていたので、原告代理人らはA氏に連絡を取った。

A氏は、本件訴訟に関与することには消極的ではあったが、プログレスミーティングの資料は、もともと原告の研究班の資料として差し支えないものであり、塩沢教授に対して、当初から、原告に渡してもらって構わないと話していたことから、原告が了解するなら、この資料を提供することであった。

原告の了解の下、原告代理人らがプログレスミーティングの資料をA氏から入手し確認したところ、マウス海馬の反応を緑色に染めて観察し、それを本件スライド（甲5）と同じ構図で並べたものは、1枚（甲17、スライド31）しかなかった。なお、この次のスライド32もマウス海馬の反応をみたものだが、スライド31で青・緑・赤に染めてそれぞれ並べた画像を重ねただけのスライドであって、実質的には、スライド31に掲載した画像と同じである。

このように、マウス海馬の反応を緑色に染めて見たスライドが複数枚存在する事実もなければ、その中に「子宮頸がんワクチン以外のワクチンでも強く緑色に染まった画像」（甲1、42頁、3段目）があったという事実も無い。

したがって、上記①乃至④の被告らの各主張について、プログレスミーティングの資料に子宮頸がんワクチン以外を接種したもので緑色に染まった画像も複数枚存在していたにもかかわらず、子宮頸がんワクチンで緑色に染まった画像だけを発表したとの主張は事実に反しており、本件各記事のこれらの記述は真実ではない。

## 第2 相当性について

### 1 A氏が話した内容

#### （1）A氏は被告ら主張を裏付ける事実を明言していない

反証（乙7の2）を確認しても、A氏が、「子宮頸がんワクチン、インフルエンザワクチン、B型肝炎ワクチン及び生理食塩水をそれぞれ接種したノックアウトマウスから血清を採取し、その血清を別の正常なマウスの脳切片にふりかけて取った画像」が複数枚あると明言した部分はなく、A氏の話から、本件実験について、子宮頸がんワクチン以外を接種したもので緑色に染まった画像も複数枚存在すると決めつけることはできない。

#### （2）他のマウスでも緑色に染まると話した意味

A氏が、「他のマウスでも緑色に染まることありました」（乙7の2、32頁）と話したことは、何を意味していたのか。

A氏はまず、ノックアウトマウスであれば、子宮頸がんワクチン以外でも、緑色の反応が出ること（乙7の2、32～33頁）、そのことは、「論文」（同、34頁）からもわかると述べて、本件実験に限らず、ノックアウトマウスであれば当てはまるなどを説明している。

その上で、被告大江が、「この、これが、だから、ずっと、こう、テレビとかに使われてるんですけど」（同、43頁）と、本件スライド（甲5）をA氏に示したものと思われるが、これについて、A氏は次のように述べている。

（乙7の2、43頁）

大江 この、これが、だから、ずっと、こう、テレビとかに使われてるんですけど。

A氏 例えばね、たとえ、うん、例えれば。

大江 うん。

A氏 例えれば、緑色のこれとか出るんですよ。

大江 だから、これは「ここも出てるじゃないか」って、いえ、言えちゃう。

A氏 言えますよ。

大江 言えちゃうんですね。

A氏 うん。だから、元々、自己抗体持つてますからね。このネズミは。

A氏が、被告大江が示した本件スライド（甲5）について、「これは「ここも出でるじゃないか」って言えちゃう」「元々、自己抗体持つてますからね。このネズミは」と述べたのは、本件スライド（甲5）の子宮頸がんワクチン以外のワクチンの「血清（自己抗体）」部分について、右上に薄く緑色に染まっている部分を指して述べたものである。

他のワクチンについても緑色に染まった部分があることは、本件スライド（甲5）右上に貼り付けられた棒グラフで、子宮頸がんワクチン（Cer.）が「72」という数値を示す緑色のグラフについて、他のワクチンや生理食塩水（PBS）も、0では

なく、数値が出ていることからもわかる。

A氏のいう「他のワクチンでも緑色に染まる」とはこのような意味であり、このことは原告も理解している。問題は、その染まり方の程度（数値）が、子宮頸がんワクチンだけ高かったということである。そのことは、A氏も次のように被告方に説明している。

(乙7の2、33頁)

A氏 そう、そう、そう。ただ、ただ、ただ、ただ、数値から見ると。

宮川 うん。

A氏 子宮頸がんワクチンの方が若干高いかな。

宮川 若干高いかな。

A氏 高いかなって。

宮川 ま、3匹、5匹ぐらいで。

A氏 うん。アジュバントが強いですからね。

(同、86頁)

村中 どんなところですか、例えば。なんか、その、そういうふうに思わせるもの。

A氏 ああ、それは、例えば自己抗体にしても、一応少しは高いですからね。サーバリックスにすると。

原告の研究班も、A氏と同じく、この数値の違いに着目して、引き続き研究する必要があると考えたのである。

したがって、他のワクチンでも緑色に染まったものがあるとのA氏の話から、本件スライド（甲5）以外にも、マウス海馬の脳切片の自己抗体の反応について、緑色に反応するかを見た画像が存在すると判断することはできない。

(3) A氏が作成したスライドについて

A氏は、平成27年12月28日のプログレスミーティングの際、30枚程度のスライドを示したこと、そのうち2,3枚が画像データであり、枚数からすると5,6枚あること、それはマウス海馬のほか網膜もあることを話している（乙7の2,76～77頁）

A氏はプログレスミーティングで発表した資料を念頭に置いて説明しているが、被告らはその内容を見ていないため、A氏が、いかなる資料を指して「他のマウスも緑色に染まった画像」があると述べているのかを正確に理解できていない。

反訳からすると、A氏は、マウス海馬のほか、マウス網膜の画像も含めて複数枚あると述べ、本件スライド（甲5）以外にもきれいに緑色に染まっている画像があり、それを原告も出席したプログレスミーティングで説明したと述べているが、被告らは、網膜の画像が何枚で、海馬の画像が何枚かすら確認していない。それどころか、宮川剛氏（以下、「宮川氏」という。）が「やばい人なんだ。」と断言し、被告村中はこれに追随して、「うわ、やばい。これは、やばい。」と言い、宮川氏は、「やばい人ですよ。それ。」と念を押している。被告大江及び同村中（以下、両名をあわせて「被告大江ら」という。）はA氏に具体的に質問しようとした（76頁）。

これに対して、A氏が「（プログレスミーティングには）大体1回当たり30枚ありますからね。」と言うと、被告大江は「30枚あるんですか？」と枚数だけに注目し、被告村中は「もうこれ記事バリュー超上ります。」と喜び、宮川氏も「超上ります。」と言い、被告村中は「超上りますよ。」と喜んでいる。30枚の原物を見ているわけでもないので、その内容を具体的に明らかにしようとしない（76～77頁）。

A氏が、被告村中から、他のワクチンが染まってる画像も欲しいと言われた際も（乙7の2,79頁）、A氏は、マウス海馬のほか網膜の画像も念頭において「ありますよ」（同、80頁）と答えたものと思われる。被告大江らが、A氏が言及するプログレスミーティングの資料内容について詳細に聴き取って確認していれば、このような会話のすれ違いは生じなかつたのである。

いずれにせよ、A氏が虚偽を述べたものではなく、プログレスミーティング資料

がない条件下での取材だったのであるから、被告大江らは慎重には慎重を期して、A 氏に画像の様子を図示してもらうことなどして、A 氏の認識と重大なズレが生じないようにすべきであったのに、原告に非があったかのように勝手に誤解し、被告村中と宮川氏が喜び合うという、到底、まともな取材と言えるものではなかった。

しかも、その後、被告大江らは、プログレスミーティング資料の現物を確認することもなく本件記事の執筆、発行に至ったものであり、およそ相当性は認められない。

#### (4) 原告が本件スライドを選んだことについて

プログレスミーティングの資料から原告が選んだとの A 氏の話は、A 氏が研究班のメンバーではないことから、研究班員である塩沢教授がこの資料から班会議の発表資料を作成したことや、原告が成果発表会の資料を厚労省の担当者らと相談しながら作成したことなどを知らず、単に、A 氏が作成した資料が元になっているから原告がこれを選んだのだろうという推測に基づくものと思われる。

反証（乙 7 の 2）を確認しても、班員でない A 氏が班員である塩沢教授を経由しないで原告に資料を直接手渡したとは述べておらず、結果的にプログレスミーティングで発表した資料の一部が成果発表会の資料に使われたことから、A 氏が、発表者である原告がこれを選んだのだろうと推測したに過ぎない。

したがって、この点についても、A 氏が事実を正確に述べていない点があるにせよ、虚偽を述べたものとは考えられない。

そして、マウス海馬の反応を緑色に染めて見た結果のスライドが何枚もあるとは認識していない A 氏は、プログレスミーティング資料（甲 17）のとおり、実際には本件スライド（甲 5）と同じものは 1 枚（スライド 31）しかないと念頭に置いて、原告がこの 1 枚（スライド 31）を選んだのだろうと述べたに過ぎない。

よって、A 氏が、原告がこの 1 枚（スライド 31）を選んだと述べたからといって、A 氏が、「子宮頸がんワクチン以外のワクチンでも強く緑色に染まった画像が何枚もあった。しかし、池田教授は、子宮頸がんワクチンでよく光っている写真と他のワ

クチンで光っていない写真が組み合わさったスライドだけを発表した」(甲1, 43頁3段目)という趣旨の発言をしたとは全く認められない。

被告大江らが、原告が不正を行ったに違いないという決めつけのもとで、A氏の話の内容を正確に把握しようとすることなく、断片的な会話をし、A氏の説明の言葉尻を捉えて、被告大江らに都合良いように勘違いしたものである。

(5) A氏の話は研究不正の指摘を含むものではない

被告大江らとの面談でA氏が述べた内容は、次のようなものである。

被告らは、これを断片的、かつ、原告を悪く書こうという意図に沿うように都合良く受け取り、A氏から詳細に聴き取ることなく、また内容を正確に確認しようとすることもなく、取材の結果として「信じがたい捏造行為」が発覚したかのように本件各記事を書いたのである。

- A氏が原告に直接説明したのは、12月28日の産婦人科のプログレスミーティングだけであった(乙7の2、8~10頁、106~107頁)。
- マウス実験は、予算や時間が限られた中での予備的な(プレリミナリーな)もので、パイロット実験として行ったため、マウスの数も少ない(同、16~23頁)。
- A氏が医局員らと行った実験は、自己抗体の反応を見る際の、通常の実験のやり方である(同、27~28頁、119~120頁)。
- 一般的に、ノックアウトマウスは脳に変性が起きやすいマウスであり、障害が起きたとしても、それが加速されているかどうかを見るべきである(同、14頁)。
- 実験で使ったノックアウトマウスは、変性マウスであるために、子宮頸がんワクチンを打ったマウスの血清をかけた場合(以下、「子宮頸がんワクチンのマウス」という。)でなくとも緑色に反応することがあるが、子宮頸がんワクチンのマウスだけ数値が高く、これについて、アジュバント(ワクチンの効果を高めるための増強剤)の影響を含め解明する必要がある(同、32~33頁、86~87頁)。

- ノックアウトマウスがもともと自己抗体を持っており、反応を見た際に緑色に染まることがあることは、既に論文で発表されている（同、17頁、34～38頁）。
- 12月28日のプログレスミーティングでA氏が説明したスライド（甲17）は30枚くらいあり、うちデータについては、マウス海馬や網膜を染めたものなどが合計5、6枚ある（同、77頁）。
- 今回のマウス実験は、子宮頸がんワクチンの副反応が疑われる患者の原因解明に直接結びつくわけではないものの、自己抗体などの素因を持つごく少数女性については、子宮頸がんワクチンを打たない方がよいのではないかと情報提供できればうれしいと考えており、子宮頸がんワクチン自体に反対しているわけではない（同、67～68頁）。
- パイロット実験であるものの、サーバリックスだけに何か異変があるとの印象を受けており、引き続き詳しく研究しようと考えている（同、86頁）。

以上のとおり、A氏は、自己の体験でわかる範囲で、昼食を取りつつ、被告大江から尋ねられた質間に答えただけであり、A氏の話から、原告が捏造行為をしたとか、本件実験について研究不正があると理解することは到底できない。

#### （6）A氏の指摘は捏造行為や研究不正の指摘ではない

A氏が原告についてマイナスの指摘をしたと思われる部分を見ても、やはり捏造行為や研究不正があったと受け取ることはできない。

具体的には、A氏が、本件スライドの資料（甲5）について、「沈着」という表現が適切ではないことを指摘した部分があり（乙7の2、7～8頁）、宮川氏が「池田先生がそうやって変えちゃってるんですね。」と誘導すると、A氏は、宮川氏の指摘が「池田先生が」に重点があることに気づかず（気づいていれば、直接、原告に事実確認するよう求めたはずである）、だれがという主語をいれずに、「変えてんですよ。私、プレゼンしたんですけどね。池田先生に。」と言い、原告が「沈着」と書いたかのように受け取られかねない発言の仕方をしている。しかし、実際は、A氏

の上司で研究班員である塩沢教授が独断で書いたものであった。不正確な記述ではあるが、マウス実験自体に不正があったわけではない。信州大学本調査結果（丙2）においても、「沈着」という表現が用いられたこと」を問題にしているのであって、捏造行為や研究不正があったという指摘はしていない。被告らも、本件各記事において、この点を捏造と指摘していない。

加えて、A氏は、班会議や成果発表会が通常クローズドで実施されるとの認識のもと、本件スライドがマスコミに取り上げられるとは思わなかったとか、班会議や成果発表会で言及するならよいが学会発表はダメだと言っていたとも述べるが（乙7の2、46～47頁、56頁）、原告は本件スライドを学会発表しておらず、研究班の成果発表会で使用したのであって、クローズドで行われることが通常の成果発表会について、厚労省が後からマスコミに公開するという方針を出したことは、A氏にも原告にも予想外であった。そして、厚労省がマスコミに成果発表会を公開することから、原告は、成果発表会の内容について取材に応じることにしただけである。

## 2 被告らの取材・執筆態度

### （1）食事をしながら1時間程度聞き取っただけの「取材」

被告大江らの取材の仕方は極めて杜撰である。

被告大江らは、A氏と初対面であるにもかかわらず、取材時間は1時間程度で、しかも、本件各記事を執筆した被告村中は途中参加で、昼食をとりながらであった。録音をしていたものの、本件訴訟における被告らの証拠提出状況からすると、メモをとっていた様子もなく、A氏から正確な事実関係を引き出そうとする取材姿勢が見えない。専門家として宮川氏が同席しているが、同氏にしても原告に対する悪感情が優先しているのか主観的な発言が目立ち、客觀性を担保する役割を果たしていない。

### （2）取材に臨んだときの状態

被告大江らは、本件実験について、塩沢教授の研究の一環として行われたことや、A氏が実際に実験を担当したとの情報に基づき、A氏に取材を申し込んでいる。

そして、実際にA氏から話を聞いた際には、本件実験の基本的な内容を質問したりしていることからすると、被告らは、A氏に面談する前は、本件実験の内容及びそれによって得られた結果について、成果発表会の資料（甲4）以外には、ほとんど知らない状態であったことが伺える。

そうだとすれば、A氏が行ったマウス実験の内容と、そこで得られた結果、これについてどのような資料を作成したかについて、被告らの主観を挟むことなく、具体的かつ正確に聞き取りをすべきであった。

### （3）取材の状況

ところが、反証書（乙7の2）を見ると、全体的に、被告大江らは、A氏に対して、思いつきのような断片的な質問を発し、A氏が具体的かつ正確な説明をする前に話題を切り替えたりしている。被告村中が医師として、あるいは宮川氏が研究者として専門的な知識を有しているというのであればなおさら、A氏の説明内容から、正確に把握するためにさらに限定して詳細な質問をすることができたはずである。具体的には、被告大江らが、A氏の話を聞いて「記事バリュー」が上がると思ったのであれば（乙7の2、76頁）、この部分を正確にするために、枚数だけでなく、A氏が述べた海馬の他に網膜の画像もあるということの意味や、これらの画像の内容を確認すべきであった。

特に、被告大江らは、本件スライド（甲5）からわかったマウス海馬の脳切片の反応を見た実験しか認識していなかったのであるから、A氏が網膜でも染まると言べ、その資料もプログレスミーティングの資料に入っていると述べたときには（乙7の2、77頁）、A氏の言う「何枚もある」とは、マウス海馬の画像に加えて網膜の画像も含んでいるものであると気付くべきであったし、これに気付いてA氏に確認することは容易であった。しかし、誰もこの点を確認していない。

### （4）被告大江らの取材意図

このような杜撰な聴き取りに終始したのは、被告大江らが、原告の発表内容について悪く書くことが出来そうなネタ探しのためにのみ、A氏に質問していたためだったとしか考えられない。

被告大江らは、この面談でのA氏の話に基づいて記事を書くというより、A氏に当たってみた結果、他にも緑色に光っているスライドが何枚もあったのに、池田教授がこの1枚だけを選んだことを悪辣に書き立てたいと考えたことから、まずはA氏からプログレスミーティングの資料入手して事実を確認し、その上で記事を書こうとしたのである。

#### (5) 強引な記事化

しかし、その後、A氏からプログレスミーティングの資料の提供を拒まれたにもかかわらず、記事化することを延期せず、何の資料もないまま、見切り発車的に、A氏から断片的に聞き取った内容のみに基づき、原告を悪く書く方針に沿う内容の記事を発表したのである。

結局、被告らは、原告について捏造行為があったという具体的な事実すら確認出来ていない。このような状況で、医学部の教授の研究者生命を絶つほどに致命的な指摘である「捏造」があったという表現を用いて記事を書くことが名誉毀損の不法行為に該当することは明らかである。

#### (6) 原告が悪いことをしているように匂わせる記述の数々

被告らが、原告を貶める目的で本件各記事を発表したことは、本件雑誌記事（甲1）の原告についての書きぶりにはっきり現れている。

例えば、原告が、実験は他の研究者が発案して実施したと説明したことについて、原告は、班長として班員全員の研究内容を発表したが各班員の研究に立ち会ったわけではなく、予め厚労省と打ち合わせて成果発表会で説明した内容以外は対外的に正確に説明できないためにこのように述べただけであるのに、被告らは、原告が「責任の所在を濁し」たとか、「責任をなすりつけ」たと書いている（甲1、42頁1、2段目）。

各班員が学会発表する前の研究で、今後、さらに研究を続けて各班員が論文等を執筆して発表することもあることも併せて考えると、原告が他の班員の研究内容を詳しく話すことができないことは当然であるのに、被告らは、原告の説明態度が悪いと決めつけており、原告に対する敵対感情が先行している。

また、A氏は、面談の際、被告大江が「池田先生が、『一番いいやつ持って来てくれ』とか、その、3月の発表があるから、『早く出して』とか、そういうオーダーはありました？」と質問した際に「ない」と答え（乙7の2、81頁）、さらに、被告大江が「先生に変なプレッシャー与えたってことではない」と尋ねた際も、「ない」とはっきり答えているにもかかわらず（同、82頁）、本件雑誌記事でA氏のこの回答を書くことなく、「池田教授がいいデータを出せと指示したのか。」（甲1、44頁3段目）とあえて疑問を呈して、読み手をして原告が捏造を指示したかのように書いていることにも、原告を悪く書き立てる意図が明確に現れている。

#### （7）相当性もない

以上のとおり、被告らは、A氏からの断片的であやふやな聴き取りによる不正確な理解ないし誤解に基づいて本件各記事を発表したのであり、被告らが、本件各記事発表にあたって「捏造」と書くだけの確実な資料や根拠を有していないかったことは明らかであって、被告らには相当性も認められない。

### 第3 被告村中準備書面（5）に対する反論

#### 1 第1について

被告村中は、原告が、被告村中が執筆した他の記事や、本件各記事の他の記述部分について名誉毀損の不法行為に基づく損害賠償請求をしないことを理由に、被告村中準備書面（5）別紙1ないし5の黄色部分の記述について、重要な部分において真実であると推認できると主張するが、名誉毀損の成立要件や民事訴訟法の处分権主義の原則を理解しない誤った主張であり、失当である。

## 2 第2の1について

被告村中は、準備書面（5）第2以下で、裁判所が口頭弁論期日で明言した「捏造」の定義、すなわち、「事実でないことを事実のようにこしらえること」を指すという説明を無視して「捏造」を独自に定義し、かかる独自の定義に基づいて「事実でない事」と「事実」を挙げている。

このように、被告村中は、本件訴訟の審判対象（「捏造」の定義及びこれを本件各記事についてみた場合の「事実でない事を事実のようにこしらえること」の具体的な内容）に関する裁判所の主張整理を無視した独自の主張を繰り返している。被告村中が独自に設定した審判対象について原告が認否反論することは、主張整理に基づく争点から外れた審理を進める結果となるため、適切ではないと考える。

なお、被告村中は、独自の「捏造」の定義に基づき、ニュース23で放送された原告の発言内容が「事実でない事」であると主張するが、放送局による編集の結果として被告村中が誤解した内容に基づく主張であり、前提を誤っている。

テレビ放送を見て被告村中が誤解したから捏造にあたるというなら、編集した放送局の行為を問題とすべきであり、これについて原告による捏造を主張することは失当というほかない。

以上